

## ●用途別 消防設備点検報告期間一覧表

1年に1回報告が必要な用途
劇場・映画館、演芸場など
公会堂、集会場
ナイトクラブなど
遊技場など
風俗営業店など
カラオケボックスなど
待合など
飲食店
百貨店、物品販売店舗など
旅館、ホテル、宿泊所など
病院、診療所など
養護老人ホーム、グループホームなど
デイサービス、保育所など
幼稚園、特別支援学校
蒸気浴場、サウナなど
上の用途のテナントを含む複数のテナントが入った建物
地下街

3年に1回報告が必要な用途
共同住宅、寮、寄宿舍、下宿
小学校、中学校、高校、専門学校、大学など
図書館、博物館、美術館など
公衆浴場
駅舎など
神社、寺院、教会など
工場、作業場
映画スタジオ、テレビスタジオ
倉庫
事務所など
上の用途のテナントのみで複数のテナントが入った建物

用途の判断に迷った場合は、管轄の消防署にお問い合わせください。

※ 点検結果報告書を管轄消防署へ郵送で提出する際に、副本（関係者控え用）を同封される場合は、必要な料金の切手を貼った返信用封筒を忘れずに同封してください。